

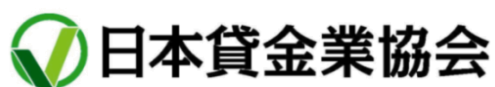
平成30年度監査結果について

I 実地監査結果

II 書類監査結果

(参考) 令和元年度監査計画

令和元年6月12日



監 査 部
監査企画部

I 実地監査結果について

1. 概 要

- 平成30年度の実地監査は、101会員（内訳：一般監査91会員、特別監査10会員）に対して実施した。業態別では消費者向けが54会員（構成比53.5%）、事業者向けが47会員（同46.5%）であった。
- 監査の結果、指摘があった会員は33会員で、その割合は32.7%であった。指摘件数の合計は58件で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.6件、指摘があった1会員当たりの指摘件数は1.8件であった。
- 指摘事項については、契約締結前・契約締結時書面関係（貸金業法第16条の2及び第17条）が多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢整備」「ホームページの記載事項」、「届出事項」等に関するものが多く見受けられた。

2. 監査結果

(1)実施会員数等

実 施 会 員 数 (A)	101 会 員	指摘有会員 の発生率 (B/A)	32.7%
指 摘 有 の 会 員 数 (B)	33 会 員		

(2)指摘件数等

区分	指 摘 項 目	指 摘 事 項	法 令 等 違 反 事 項	改 善 事 項	指 導 事 項
一般 監 査	貸 金 業 法	41 件	11 件	30 件	
	自 主 規 制 関 連	3 件	1 件	2 件	
	そ の 他 法 令	0 件	0 件	0 件	
	小計	指 摘 件 数	44 件	12 件	32 件
特別 監 査	貸 金 業 法	13 件	5 件	8 件	
	自 主 規 制 関 連	1 件	1 件	0 件	
	そ の 他 法 令	0 件	0 件	0 件	
	小計	指 摘 件 数	14 件	6 件	8 件
合計	指 摘 件 数 (C)	58 件	18 件	40 件	239 件
	指 摘 有 の 会 員 数 * (D)	33 会員	12 会員	29 会員	85 会員
	実施した1会員当たりの 指 摘 件 数 (C/A)	0.6 件	0.2 件	0.4 件	2.4 件
	指摘有の1会員当たりの 指 摘 件 数 (C/D)	1.8 件	1.5 件	1.4 件	2.8 件

「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した会員があるため、合計数は一致しない。

《 参 考 》 監査結果推移

実 施 年 度		《平成》	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計(平均)
実 施 会 員 数		(A)	32	64	61	84	102	105	123	119	131	119	101	1041
監査結果 (1)	指摘有の会員数	(B)	29	58	28	19	39	43	48	53	72	36	33	458
	指摘有会員の発生率	(B/A)	90.6%	90.6%	45.9%	22.6%	38.2%	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	44.0%
監査結果 (2)	指 摘 件 数	(C)	183	194	94	57	103	85	88	117	140	64	58	1183
	実施した1会員当たりの指摘件数	(C/A)	5.7	3.0	1.5	0.7	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	1.1
	指摘有の1会員当たりの指摘件数	(C/B)	6.3	3.3	3.4	3.0	2.6	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.6

(3) 指摘事項の内容

法令等	概 要	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
		法 令 等 違反事項	改善事項	法 令 等 違反事項	改善事項	法 令 等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	従業者名簿の備付け不備	—	—	—	—	—	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等不備	1	—	—	1	6	11
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	3	—	3	3	4	5
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	—	3	1	—	1	1
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	—	—	—	1	—	5
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	1	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	4	6	4	13	9	14
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	6	20	1	21	7	41
貸金18条	受取証書の記載不備	—	2	—	2	1	5
貸金19条	交渉記録等の記載・保存不備	—	3	—	8	2	7
貸金21条	催告書の記載不備	—	1	—	3	—	1
貸金22条	債権証書の未返還	1	—	—	—	—	—
貸金24条	債権譲渡時の譲受人に対する通知不備	—	1	—	—	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出不備	—	1	—	—	1	1
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	—	1	—	—	1
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	—	—	—	1	—	—
貸 金 業 法 計 (A)		16	38	10	53	31	93
自主11条	社内態勢の未整備	2	1	—	—	1	—
自主11条及び15条の4	社内態勢整備不十分	—	—	1	—	—	—
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	—	—	—	—	1	4
自主31条	貸付審査態勢の整備不十分	—	1	—	—	—	—
自主32条	返済能力の確認の未実施	—	—	—	—	2	3
自主36条	自己振出手形等の制限	—	—	—	—	—	1
自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)		2	2	1	0	4	8
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	—	—	—	—	—	4
そ の 他 法 令 計 (C)		0	0	0	0	0	4
総 計 (A+B+C)		18	40	11	53	35	105

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(4) 指導事項の内容

概 要	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
反社会的勢力に対する態勢 - 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 - 反社情報データベースが構築されていない。 - 特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	43	48	49
ホームページの記載事項 - 貸付条件の表示に不備がある。（担保の可否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等） - 指定紛争解決機関の表示がない。 - 協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。 等	39	35	45
届出事項 - 立入検査に係る届出書の未提出。 - 登録申請書の内容と業務実態が相違。	23	25	28
社内規則の策定 社内規則が改定されていない。 等	18	32	15
加入指定信用情報機関の名称の公表	15	10	18
研修（周知徹底） 実施記録を作成・保存していない。 等	12	24	24
貸付条件表の掲示内容 担保に関し、保証人についての記載がない。 等	12	9	17
個人情報の安全管理措置 個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 等	9	10	4
個人情報保護宣言の公表 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	8	8	10
従業者名簿 必要項目の一部が記載漏れとなっている。 等	7	2	5
業務検証 - 業務検証を実施していない。 - 実施内容が形式的なものに留まっている。 等	6	4	12
内部監査 内部監査を実施していない。 等	6	2	7
取引時確認記録 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の一部記載漏れ。 等	5	2	6
指定紛争解決機関の名称の公表	4	8	7
貸金業者登録票 登録有効期間の表示に誤りがある。 等	3	6	10
従業者証明書 証明書の記載内容に誤りがある。 等	1	1	3
反社会的勢力の排除条項の追加	—	1	3
借入れの意思の確認 借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。	—	1	5
その他 - 契約締結前・締結時書面の軽微な記載不備。 - 交渉経過の記録を適切に保存していない。 - パンフレットの記載内容に不備がある。 等	28	22	49
総 計	239	250	317

3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① 貸付審査態勢

- ・事業者向け貸付けの審査にあたっては、大手信用調査会社2社の資料を利用しているほか、当社独自の「経営分析シート」と「財務諸表分析表」により当該事業者の資金繰りや収益性、支払能力などを指標化し、総合的に判断している。また、申込受付から融資実行までの記録が同一ファイルにすべて綴られており、検証しやすいよう工夫している。

(手形割引業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・借入申込から貸付審査、契約、貸付け（振込）実行に至るまでの確認事項を「融資実行チェックリスト」に取り纏め、作成・取得した各書類（借入申込書、身分証明書等（写）、信用情報照会結果記録、借用証書等）とともに、複数名（担当者、貸金業務取扱主任者、部長）による確認を実施している。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者20名未満)

② 管理態勢

- ・内部管理態勢については、毎年、6月と12月の年2回、それぞれ10日間ほどかけて業務検証や周知徹底を実施している。検証項目は、社内規則の「経営管理等」から「過払金支払」までの18項目であり、各項目ごとに実施方法・実施事項・実施結果・改善事項などを記録し、社内への周知徹底、理解度確認等を実施している。

(手形割引業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・当協会からの発信情報を態勢整備に活用している。具体的には、主に協会ホームページを通じて発信される情報を適時確認し、特にJ F S Aニュースの貸金業務等に関する記事はすべてファイルに綴じ、何時でも再確認できるようにしている。

また、貸金業務運営上の変更事項など周知すべき事項について、TV会議等を活用し、全社員への周知徹底を図っている。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者50名超)

- ・個人顧客情報の管理態勢については、施錠管理をシステム化することで厳格に運用している。具体的には、顧客より取得した個人情報の記載された書面やその他重要書類に関しては施錠された個室の書庫に保管しており、この個室を開錠するための鍵は社員個人IDカードを使用（読み取り）して受け取るようになっている。さらに、書庫を開錠するための鍵はキーボックスに保管されており、その鍵を受け取ると、自動的に受け取り時間が記録され、返却（収納）すると収納時間が記録される仕組みになっている。業務検証では鍵の使用時間が7分以上のケースは要注意とし、20分を経過する場合はヒアリング等の調査を必須としている。

(クレジットカード会社・貸金業務従業者30名未満)

- ・内部監査の結果、指摘を受けた部門は、改善に向けた取り組みとして、継続的に当該業務の検証を行っている。具体的には、指摘を受けた項目を「社内検査管理表（社内検査項目等が記載されている）」に記載するとともに、担当者各人が行う検証の内容及び検証頻度（毎月、又は四半期・半期・毎年度に一度）等を取り決め、それに基づいて内部検証（各業務検証）を実施している。内部検証の結果は「内部検証報告書」に記載し、担当の部門長、各役員、代表者まで報告されている。

(クレジットカード会社・貸金業務従業者50名超)

- ・多数の商品（診療報酬担保、不動産担保ローン、手形貸付、手形割引等）に関してホームページやパンフレット等による広告宣伝を行っているが、広告内容の確認については、「貸金広告法令チェックリスト（ホームページ・チラシ用）」及び「貸付基準・貸付条件表・広告用貸付条件チェックリスト」を作成し、これに基づいて、担当2部門が相互に点検しており、十分なチェック態勢が整っている。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者20名未満)

- ・内部監査については社長直轄の監査室が1部門あたり3～4日の日程で監査を実施し、指摘事項に対する改善指導及び定期的なフォローアップを行うほか、被監査部門に管理態勢面、業務運用面等の良い事例があれば評価し、社内で共有している。

(リース会社・貸金業務従業者50名超)

③ 業務検証

- ・協会ホームページに掲載している実地監査マニュアルの「別冊チェックリスト(主な着眼点)」を利用し、自己検証とは別に適宜、業務の点検を行っている。
また、協会による書類監査を業務の検証と位置づけて実施し、改善を要する業務は「改善の手引き」を活用して改善を図っている。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・債権管理に関する基準を細部に亘って定めており、その運用状況についての業務検証は主に以下の項目を調査し、問題点の指摘から改善、周知徹底までのルールが適正に運用されている。

1) 毎月の検証内容 (該当期間の全件)

- ・交渉経過記録の入力内容と架電履歴等をシステムにて照合し、入力漏れの有無を確認。
- ・交渉経過記録の内容をシステムにて検証し、禁止事項 (架電回数や時間帯、第三者への督促、督促状の発送間隔等) の該当の有無を確認。

2) 半年毎の検証内容 (該当期間の全件)

- ・取引履歴の開示について、運用状況 (開示までの期間、開示内容等) を確認。

(信販会社・貸金業務従業者100名超)

- ・協会の社内規則策定ガイドラインをもとに作成した社内規則や主任者講習の実務の手引き等を参考に貸金業務取扱主任者である経営者が「周知徹底チェック記録表」を作成し、適正に業務検証を行うとともに法令等遵守に係る事項の周知徹底を図っている。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・業務検証については、各部門の内部管理担当者が毎年3月と9月に実施している。検証の内容は「貸金業務」「個人情報関連」等に分類し、自社で作成した各チェックリストを使用している。チェックリストの内容は「検証項目」「主な着眼点」「検証物件」に区分され、「主な着眼点」には具体的な検証方法等が記載されており、当社の業務に即した内容で分かりやすく整理されている。

(クレジットカード会社・貸金業務従業者5名未満)

④ 契約に関する説明

- ・保証契約の締結に際しては、保証人が債務者と同席すると、債務者に遠慮して安易に保証人を引き受けてしまうケースがあるため、必ず事前に保証人のみが来店し説明を受けるよう徹底しており、その際に保証契約の内容を十分に説明した上で保証人の意思確認を行っている。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者1名)

⑤ リスク管理

- ・信用情報の目的外使用を防止するため、信用情報照会の照会履歴を毎営業日出力し、申込案件との照合を行い、その確認結果を「照会履歴管理簿」に記録・保存している。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

⑥ 社員教育

- ・社員の知識向上と法令等遵守の徹底を図るため、協会のホームページに掲載されている各月のJ F S Aニュース等を題材にして、月1回の頻度で勉強会 (研修) を実施し、また、同時に社内規則を基にした理解度テストを実施している。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者10名未満)

- ・代表者が協会や行政の研修会に出席し、当日の資料や実地監査の指摘事例・好事例集等を教材に自ら講師となり社内研修を実施している。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者10名未満)

- ・社内研修の実施を担当する部門は、貸金業務に従事する各部門を対象に年4回、eラーニングを活用した業務研修及び確認テストを行っている。確認テストの解答には、設問の重要性や社内規程等の該当箇所などが詳細に示されており、新入社員でも理解しやすい内容となっている。

(リース会社・貸金業務従業者50名超)

Ⅱ 書類監査結果について

1. 概 要

- 書類監査は、平成28年の改定により、1協会員当たり原則3年に1回の頻度で実施することとした。平成30年度の書類監査は、平成30年12月末日時点の協会員で平成31年4月1日から翌年3月31日に登録満了日を迎える429会員と、平成30年1月以降新たに加入した41会員の計470会員を対象とした。
- 監査結果については、指摘事項のあった協会員は72会員、指摘件数は154件であった。
- 主な指摘事項は、反社会的勢力による被害の防止に関する審査体制の不備および、周知徹底や交渉の経過等、各種内容の記録不十分であった。
- なお、多数の指摘事項があった協会員については、今後改善をフォローし、その改善の結果により更なる重点指導を行い、改善状況の進捗によっては、特別監査の実施を検討する。

(1) 監査報告書提出状況

平成30年度 (5月27日現在)

提出状況	会員数
監査対象数	470会員
(廃業等)	▲17会員
評価対象数	453会員

*監査通知発送日 平成31年1月15日 (監査対象期間 平成30年4月1日～平成31年2月15日)

*廃業等の内訳は、廃業11会員、退会3会員、除名1会員、その他2会員。

(2) 監査結果

		平成30年度			平成29年度			平成28年度		
評価		会員数	指摘件数	平均指摘数	会員数	指摘件数	平均指摘数	会員数	指摘件数	平均指摘数
指摘事項のある協会員		72会員	154件	2.1件	71会員	242件	3.4件	68会員	147件	2.2件
(内訳)	既存協会員	67会員	147件	2.2件	56会員	140件	2.5件	56会員	93件	1.7件
	新規加入協会員	5会員	7件	1.4件	15会員	102件	6.8件	12会員	54件	4.5件
指摘事項のない協会員		381会員	-	-	262会員	-	-	322会員	-	-
合 計		453会員	154件	0.3件	333会員	242件	0.7件	390会員	147件	0.4件

*指摘事項のある協会員の指摘件数別内訳

		平成30年度			平成29年度			平成28年度		
指摘件数		会員数	指摘件数	平均指摘数	会員数	指摘件数	平均指摘数	会員数	指摘件数	平均指摘数
5件以上(注)		7会員	65件	9.3件	16会員	164件	10.3件	5会員	53件	10.6件
1～4件		65会員	89件	1.4件	55会員	78件	1.4件	63会員	94件	1.5件

(注)30年度の平均指摘数2.1件の倍以上を基準とした。

※27年度は、1,157会員中で指摘事項のある協会員は132会員で、指摘件数は304件であった。

(参考) 書類監査における評価の状況(過去4カ年と直近3カ年の累計)

評価	平成30年度		平成29年度		平成28年度		28-30累計		平成27年度	
	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)
指摘事項のある協会員	72	15.9	71	21.3	68	17.4	211	17.9	132	11.4
指摘事項のない協会員	381	84.1	262	78.7	322	82.6	965	82.1	1,025	88.6
計	453	100.0	333	100.0	390	100.0	1,176	100.0	1,157	100.0

(3) 指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等		指摘の概要	30年度	29年度	28年度	累計	27年度
			指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	0	2	5	7	4
	貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	1	0	0	1	3
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	1	5	2	8	2
	貸金13条	資料の未取得等返済能力調査の不備	2	2	2	6	6
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	1	2	2	5	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	4	4	1	9	3
	貸金18条	領収書の未交付、記載事項の不備	0	1	0	1	1
	貸金19条	帳簿の備付けの不備	2	0	0	2	3
	貸金22条	債権証書の未返還	0	1	0	1	0
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	0	3	4	2
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	2	5	2	9	2
	施行10条の17	資力を明らかにする書面の未取得	0	1	0	1	0
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	5	15	1	21	7
	施行10条の21	除外貸付を証明する書面の未取得	0	2	0	2	0
	施行10条の27	途上与信調査の未記録	1	0	0	1	0
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	1	3	1	5	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	2	4	1	7	4
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	2	1	0	3	2
	施行16条	交渉経過の未記録及び記録不備	4	11	1	16	0
	施行17条	帳簿備付け期間の不足	1	0	0	1	1
	施行19条	催告書の記載事項の不備	0	1	0	1	0
	その他	貸金業法関連	0	0	0	0	9
	貸金業法計		30	60	21	111	52
自主規制基本規則	自主15条	禁止行為等の防止のための態勢未整備	1	1	0	2	0
	自主21条の2	返済能力調査に係る態勢未整備	0	1	0	1	0
	自主22条	借入意思確認の記録不備	3	2	2	7	10
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	2	2	0	4	2
	自主32条	事業実態確認書類の未徴求	2	2	1	5	1
	自主34条	契約締結前書面の交付不備	2	1	2	5	0
	自主43条	協会審査機関の広告未承認	0	2	0	2	0
	自主66条	勧誘の未承諾、記録不備	2	3	1	6	1
	その他	自主規制関連	0	0	0	0	2
	自主規制基本規則計		12	14	6	32	16
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の未作成、保存不備等	7	17	10	34	14
	個人情報	利用目的の同意未取得	2	3	0	5	0
	その他	各種法令等	0	0	0	0	8
	その他法令計		9	20	10	39	22
総 計		51	94	37	182	90	

貸金 : 貸金業法

施行 : 貸金業法施行規則

自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

個人情報: 個人情報保護法

* 法令等に抵触するおそれがある指摘とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協定会款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

(4) 指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	30年度	29年度	28年度	累計	27年度
	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	19	8	17	44	53
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	16	31	9	56	38
書面の交付義務について ・書面交付に係る業務の検証の未実施 ・債権証書返還に関する記録の不備 等	15	27	6	48	7
周知徹底(研修等)について ・周知徹底の実施状況未記録 等	15	10	19	44	13
帳簿の備付けについて ・交渉の経過の記録項目不足 ・取引履歴の開示の未記録 等	8	24	11	43	0
経営管理等について ・内部監査態勢不十分 ・監査結果等の未保存 等	8	7	2	17	13
個人顧客情報の安全管理措置等について ・個人顧客情報の安全管理措置等に係る業務の検証の未実施 等	7	13	6	26	30
過剰貸付けの防止について ・審査基準等の未整備 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 等	7	4	9	20	19
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備 等	2	2	4	8	13
相談、苦情及び紛争等の対応態勢について ・苦情及び紛争等の記録、保存の不備 等	1	9	3	13	2
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認に係る業務の検証の未実施	1	3	3	7	1
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備 等	0	1	1	2	2
その他 ・法令等遵守態勢の一部未整備 ・貸付け条件表の不備 等	4	9	20	33	23
総 計	103	148	110	361	214

*改善・見直しの必要がある指摘とは、
監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

2.監査結果の詳細分析

(1)指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

① 資本金別

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	34	32	2	0	0	0
1億～10億円未満	52	44	6	1	0	1
1億円未満	273	227	32	8	1	5
0(個人)	94	78	7	5	1	3
合計	453	381	47	14	2	9

② 業態別

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1.消費者向け貸金業者	260	224	25	7	0	4
2.事業者向け貸金業者	193	157	22	7	2	5
合計	453	381	47	14	2	9

※ 業態区分で消費者向け(No.1・2・3・6・7・10・13)と事業者向け(No.4・5・8・9・11・12)に分類した。

③ 書類監査受検回数別

受検回数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
書類監査3回以上	377	313	42	11	2	9
書類監査2回	36	33	2	1	0	0
書類監査1回	40	35	3	2	0	0
合計	453	381	47	14	2	9

※ 28年度より3年に1度の受検となったため、受検回数で分類した。

④ 登録先別

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	90	85	4	0	0	1
都道府県	363	296	43	14	2	8
合計	453	381	47	14	2	9

(2)記録(記載)事項チェックシートの点検結果について

取引確認の記録項目や契約締結時書面(極度方式含む)の記載項目について、法定要件を満たしているかどうかをチェックリストを用いて実態確認を実施した。

評価	取引時確認記録		契約締結時書面	
	会員数	構成比	会員数	構成比
指摘事項はない	426	94.0%	436	96.2%
指摘事項がある	27	6.0%	17	3.8%
合計	453	100.0%	453	100.0%

(主な指摘内容)

◆ 取引時確認記録の、15号の未記録

13 会員

代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由

◆ 極度方式契約時の、1号タの未記載

5 会員

契約締結時交付書面又はマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後の行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

以 上

令和元年度監査計画について

参 考

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和元年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- (2) 返済能力調査の適切性
- (3) 取引時確認等の実施状況(マネロン・テロ資金供与対策への対応状況を含む)
- (4) システムリスク管理態勢の整備状況
- (5) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

2. 監査対象協会員等

(1) 実地監査

一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。

(2) 書類監査

平成28年度の改定に基づき、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。

なお、令和元年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までに到来する協会員および平成31年1月以降の新規加入協会員を対象とし、令和元年度下期に行う。

以上

◎令和元年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等に係る制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査企画部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028